

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書（乗合バス車両）

令和元年12月24日

住 所 八王子市明神町3-1-7

事業者名 西東京バス株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

取締役社長 井上 晋一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する乗合バス車両における、2019年9月末時点のノンステップバス導入状況は、乗合バス288台（一般路線274、高速9、空港連絡5）中265台に導入され、適用除外車両14台を除いた導入率は96.7%となっている。

今後は、適用除外車両を除く未実施車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、全ての置き換え可能な乗合バス車両をノンステップバスに置き換える予定。

- ・当社的高速道路を経由する路線では、バリアフリー化した車両は導入されていない。
- ・当社においては、現在、リフト付きバスは導入されていない。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①当社で一番利用者の多いJR八王子駅及び京王八王子駅バスターミナルにおいては、常時、案内係員を自主費用で配置し、高齢者、障害者等への案内誘導を行っており、案内係と直接会話できることから分かり易いと好評を得ているので今後も継続する。併せてサービスレベル（案内誘導）の品質維持を図るべく毎年の新入教育を継続する。
- ②JR高尾駅北口のバスターミナルは、八王子市が2020年度完成を目途に進める高尾駅北口駅前広場整備計画によって、手狭であったバスロータリーが広くなり多くの方の用途に対応できるように改善される見通し。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス ノンステップバス	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子用リフト付きバスの導入予定はない。(2019 年度) ・ワンステップバス 9 台を更新と併せてノンステップバスに置き換え、乗合バス全車両がノンステップバスになる。(2019～2021 年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降について案内 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・限定されたバス路線では、バス車内に自主費用で「安全案内係員」が便乗し、バス乗車の方の介助や特に高齢者の方には走行中の座席移動やバスが停車するまでの着座案内等を行っている。 ・バス車内での受傷事故を防止するため、乗降方法、着席方法等を車内放送やポスターを掲示しあらゆる機会を通し広報している。 ・八王子駅バス乗り場では、ご利用の方にパンフレットを直接手渡ししながら車内転倒防止のお願いをしている。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報 提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・車内の行先表示器をフルカラー化するとともに、車内後方部からも確認できるよう、文字を大きくしている。(2019 年度) ・JR八王子駅及び京王八王子バスターミナル駅はじめ各JR駅ターミナルにおいては、バス停に電光掲示板を設置、音声でバス到着時間等を案内している。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員を対象とした、高齢者、障害者の方の乗降支援に関するマニュアルを基に研修会を開催している。(2019 年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・当社が管理する停留所の上屋、ベンチの設置は、八王子市基本構想に基づく公共交通特定事業として実施しており、周囲に病院や福祉施設等があり、利用者も多い停留所 157 箇所に上屋とベンチを設置している。(2019 年度)
バス停の上屋は、今後も設置場所や利用実態を勘案して設置を検討していく。
- ・職員のバリアフリーに対する理解を図るべく定期的に研修会を行う。
- ・本社の安全推進部安全運行担当をバリアフリーの主管課として、推進体制を構築する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

Ⅴ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置づけられている。

(ノスタパスの切替・安全案内係員配置の継続・到着時間案内装置の継続)

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。